議案第２５号

宝塚市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第10号）新旧対照表

現行	改正案
（保険料を徴収すべき被保険者） 第3条　市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。 (1)　（略） (2)　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第55条第1項の規定の適用を受ける被保険者で、病院等（同項に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（同項に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際市内に住所を有していたと認められるもの (3)　法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者で、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際市内に住所を有していたと認められるもの (4)　法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者で、最後に行った同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際市内に住所を有していたと認められるもの	（保険料を徴収すべき被保険者） 第3条　市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。 (1)　（略） (2)　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第55条第1項本文（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者で、病院等（法第55条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（同項に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際市内に住所を有していたと認められるもの (3)　法第55条第2項第1号（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者で、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際市内に住所を有していたと認められるもの (4)　法第55条第2項第2号（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者で、最後に行った法第55条第2項第2号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際市内に住所を有していたと認められるもの (5)　法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者で、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項又は第2項の規定により市内に住所を有するとみなされたもの